



事 務 連 絡
平成24年7月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第460号及び第461号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 120	3, 906	2, 476	27	15, 529

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬1品目）について、揭示事項等告示の別表第2に収載するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	211	178	55	1	445

(参 考 1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	注射薬	エダラボン点滴静注 30mg 「HK」	エダラボン	30mg 20mL 1管	5,091

(参 考 2)

揭示事項等告示

別表 2 (平成 25 年 3 月 31 日まで)

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	注射薬	エダラボン点滴静注 30mg 「イセイ」	エダラボン	30mg 20mL 1管	5,091